



中小・地場組合 交渉促進ニュース

No.1 news

発行：日本労働組合総連合会 新潟県連合会
〒950-8558 新潟市中央区新光町6-2 勤労福祉会館内 TEL 025-281-7555/FAX 025-281-7556
発行人：牧野 茂夫 編集人：桑原 典子

みんなの春闘 「賃上げ」の流れは止めない! すべての労働者の「底上げ」「底支え」「格差是正」の実現を!

連合では、すべての働く人のための春季生活闘争とするために、2020春季生活闘争を『みんなの春闘』として取り組みを進めています。



2020春季生活闘争 連合新潟要求および回答・妥結集計状況 (3月19日公表)

〈賃金〉 要 求	8,781円 3.51%	(組合員1人あたり・加重平均、100組合分)
	(前年同時期比較 114円減 0.04ポイント減 ※ 同じ組合比較ではない)	
	4,794円	(要求額の内 賃上げ分・加重平均、81組合分)
回答・妥結	5,834円 2.08%	(組合員1人あたり・加重平均、16組合分)
	(前年同時期比較 199円減 0.09ポイント減)	
	804円	(要求額の内 賃上げ分・加重平均、13組合分)

※賃金カーブ維持相当分(定期昇給相当分)を除いた賃上げ分

〈一時金(年間)〉 要 求	(組合員・加重平均)		
	月数集計 4.63月	額集計 1,309,064円	
	(前年同時期比較 0.02月減)	35,484円減	同じ組合比較ではない)
回答・妥結	(組合員・加重平均)		
	月数集計 4.44月	額集計 1,393,544円	
	(前年同時期比較 0.06月減)	38,347円減)	

新型コロナウイルスにかかわる休業・休暇等への対応は厚生労働省のホームページからご確認ください

- ▶新型コロナウイルスに関するQ&A(労働者の方向け)
ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 新型コロナウイルスに関するQ&A(労働者の方向け)
 - ▶新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)
ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)
- また新潟労働局のホームページ「新型コロナウイルス感染症への対応について」から
- ・新型コロナ感染症の影響による特別労働相談窓口
 - ・小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金
 - ・新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置の拡大について
 - ・新型コロナウイルス感染症に係る時間外労働等改善助成金(テレワークコース、職場意識コース)の特例等の情報を見ることができます。

新型コロナウイルス感染が終息に向かう様子が見えない中、残念ながら新潟県中央総決起集会をはじめとして、すべての地協・支部での春季生活闘争の決起集会を中止とせざるを得ませんでした。現在でも、直接顔を合わせての意見交換をする機会が限られることから、連合新潟ではホームページやFacebookの更新頻度を上げ、情報提供につとめています。また連合新潟会長・事務局長による加盟組合激励訪問では、副事務局長も帯同して、交渉状況の確認と情報交換、連合新潟への要望等の聞き取りなどもおこなってきました。困難が多い時こそ、連合新潟に集う組合員が一丸となって進みましょう。

2020春季生活闘争期における各種団体への要請行動

2月25日の新潟県経営者協会を皮切りに、各団体へ2020春季生活闘争に関わる要請と意見交換をおこないました。経営者協会への要請では、新型コロナウイルスリスクの影響から例年おこなっている懇談会を中止し、両団体幹部による時間を短縮した意見交換をおこない、並木会長からは「社会の持続的成長や、サプライチェーン全体で生み出した利益配分など、経営サイドも認識は共通している。一方、総人件費は内的、外的要因と各社の



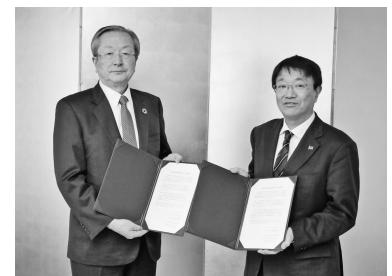
IHI原動機労組、新潟トランス労組との意見交換

の支払い能力の賃金決定の大原則にもとづき対応していく。」との回答がありました。賃金に対する基本的な考え方には連合との違いがあります。しかし働き方については、経営サイドも環境整備のベースを整えなければならないことを、強く認識していて、労使で胸襟を開いて協議していく必要があることを、両者で確認しあいました。

また、3月18日に新潟県への要請と花角県知事との意見交換をおこなったほか、新潟労働局、新潟県中小企業団体中央会、新潟県商工会連合会、新潟県社会保険労務士会へも要請と意見交換をおこなっています。

Action!
36

要請とあわせて、連合新潟2020春季生活闘争の重点取り組み項目でもあり、Action! 36の取り組みにもかわる年休取得促進について、新潟県経営者協会、新潟県中小企業団体中央会、新潟県社会保険労務士会それぞれの団体と連合新潟とで「年次有給休暇取得促進に向けた共同宣言」をおこない、各団体でも会員企業等に周知し、取り組んでいくことが確認されました。



経営者協会との「年休取得促進に向けた共同宣言」

会長激励あいさつ

働く者・生活者の「底上げ」のために

連合新潟 会長 牧野茂夫

2020春季生活闘争は、引き続き生産性三原則（労使協議・公正分配・雇用拡大）に基づいた「賃上げ」「働き方の見直し」を求めるとともに、働き方も含めた「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」に一体的に取り組むことで、社会全体の生産性向上を促し、成果の適正な分配につなげていくことを訴えている。経営側は、個人消費の活性化を通じた経済の好循環実現に向けた社会的な要請や期待について、また産業内における自社のポジションを意識した賃金水準に基づく要求については一定程度の理解を示しているものの、経済や事業の先行き不透明感、過去6年間の賃上げによる賃金水準の上昇などを理由に、賃上げに対しては極めて慎重な判断が必要との態度を示している。

また、県内では財政悪化による職員の給与削減、暖冬少雪による影響、そして各組合が要求書を提出して以降、新型コロナウイルスの感染が広がっており、取り巻く環境は厳しい状況である。私たちの命と健康、そして日々の生活を維持するため、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた様々な施策に取り組んでいる。県内の経済を維持し、企業・産業を存続・成長させていくためにも、同じ職場で働くすべての労働者への「人への投資」が必要である。

先行する組合が引き出した回答内容は、要求との隔たりはあるものの、ここ数年の賃上げの流れを引き継いだものであり、ギリギリまで協議・交渉を積み重ねた結果である。引き続き交渉中の組合は3月決着にむけて積極的かつ前向きな回答を引き出していただき、県内のすべての働く者の賃金引き上げに波及させなければならない。